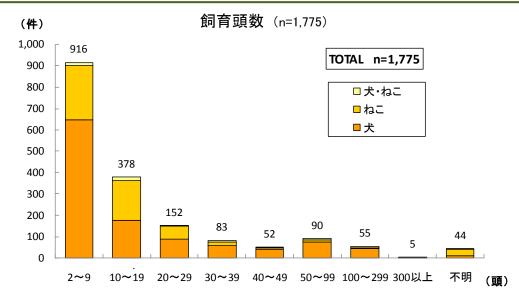
多頭飼育の現状 (都道府県等アンケート)

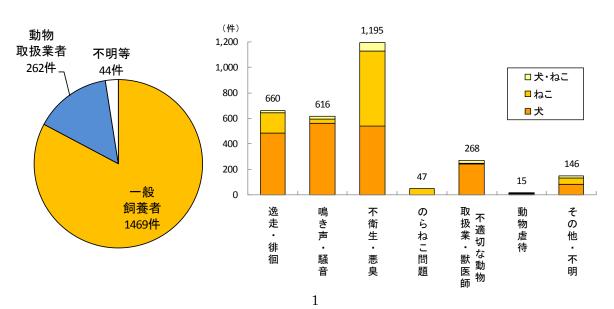
都道府県、政令指定都市、中核市を対象として、平成 18 年度~19 年度の2ヵ年における 多頭飼育に関する苦情と対策の現状についてアンケートを行った。2頭以上の犬とねこの 飼養については、延べ 1,775 件の回答があった。

- 飼育頭数 20 頭未満の例が全件数の 7 割。
- 少数であるが、飼育頭数50頭以上の大量飼育にかかる例もある。
- 一般飼養者による例と動物取扱業者による例がある。
- さまざまな苦情が発生しているが、周辺の生活環境の悪化(例:鳴き声・騒音、不衛生・悪臭)や生命・身体・財産への危害のおそれ(例:逸走・徘徊)が多い。
- 行政の対応は、口頭による指導が大半であるが、文書による指導、法令による対応に発展する例も少数ある。

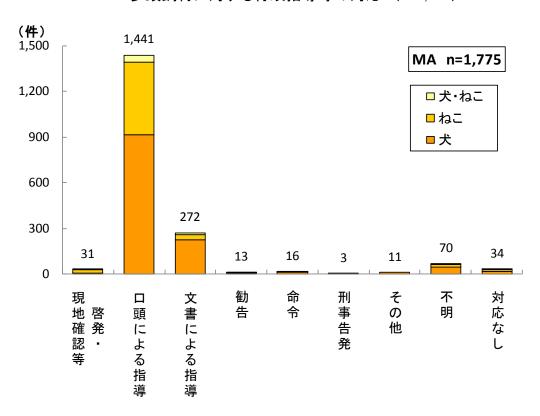


飼育の主体(n=1,775)

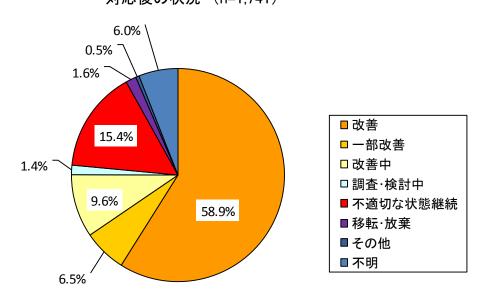
苦情の内容 (MA n=1,775)



多頭飼育に対する行政指導等の対応 (n=1,775)



対応後の状況 (n=1,741)



注:本アンケートでは、多頭飼育の例として、2頭以上の動物を飼育しており、苦情が発生しまたは指導等を行った例について質問した。

多頭飼育に関連した新聞報道事例

平成 10 年 1 月~平成 22 年 3 月に多頭飼育に関連して新聞で報道された事例を、新聞記事検索によって抽出した。

- 新聞報道されるのは、飼育頭数50頭以上の大量飼育の事例が多い。
- 一般飼養者は、捨て犬を集めて繁殖してしまう等の経緯で多頭飼育に至る。
- 飼育頭数の増加と、経済力不足や高齢による衰えなどによる管理能力の低下に よって管理が難しくなり、トラブル等が発生する。
- 〇 トラブル等には、周辺の生活環境の悪化、生命・身体・財産への危害、不適正 な飼養等がある。
- 平成21年度にも新たな事例の報道が相次いでいる。

新聞報道された多頭飼育の事例(1)

NO	報道の 時期	飼育場所	飼育 動物	飼育主体	多頭飼育の 経緯	トラブル等の類型	トラブル等の経緯と内容
1	H10. 11	愛知県 西尾市	犬 約100頭	繁殖・販売 業者	不明	不適正な 飼養	犬の繁殖業者が劣悪な環境で 多数の犬を飼育・繁殖し、一 部が衰弱死・病死した。県が 立入検査を行い、飼養者の同 意のもとに犬を引き取り、里 親に引渡すなどした。
2	H12. 4 ~6	埼玉県 大宮市 (現さいた ま市)	犬 数百頭	繁殖・販売 業者	ブリーダー として多数 の 犬 を 飼 育。	不適正な 飼養	ブリーダーとして郊外の家屋で多数の犬を飼っていたが、 経営悪化により廃業した後、 餌を与えないなど放置し、栄養不足や寄生虫や骨折等の状態となり、大半の犬が衰弱死した。
3	H12. 12	兵庫県 三木市	犬と猫 約100頭	繁殖・販売 業者	ブリーダー として多数 の犬を飼育	生活環境 の悪化等	ブリーダー(取扱業は無届) として自宅敷地のコンテナハ ウスで多数の犬と猫を飼育し ていたが、悪臭やハエが発生。 県が立入検査し、指導。
4	H14. 12	鳥取県 船岡町 (現八頭町)	犬 約80頭	繁殖・販売 業者	ブリーダー として多数 の犬を飼育	生活環境 の悪化	県外から転入したブリーダー が、住宅街で多数の犬を飼育 し、騒音や悪臭について周辺 住民から苦情があった。住民 が提訴して転出することになった。これを契機に、鳥取県 では多頭飼育を規制する条例 を制定。
5	H15. 1	京都府 亀岡市	犬 約100頭	一般飼養者	不明	生活環境 の悪化等	約4年前から飼い始めた犬の 数が増えて、周辺住民からの 苦情、皮膚病の発生などがあ った。飼養者が交通事故で入 院し、動物愛護団体が引き取 って安楽死等した。

新聞報道された多頭飼育の事例②

NO	報道の 時期	飼育場所	飼育 動物	飼育主体	多頭飼育の 経緯	トラブル等の類型	トラブル等の経緯と内容
6	H13. 12 ~ H18. 12	山梨県都留市	犬 約400頭	一般飼養者	飼いきれない い犬を引き け。を が増加。	生活環境 の悪化	山林や自宅敷地で約 10 年前から多数の犬を飼い、以前から周辺住民から騒音や悪臭に苦情があった。県の再三の指導に関わらず、状況が改善せず、H13.12 に改善勧告(動愛法)を発出。
7	H15. 8 ~H16. 3	香川県さぬき市	犬 約50頭	一般飼養者	不明	生命・身 体・財産 への危害 等	自宅の市営住宅の庭で約 10 年前から多数の犬を飼い、以 前から周辺住民に襲いかかる など苦情があった。H15.8 に 新聞配達の女性を3匹の犬が 襲い重傷を負わせた。
8	H17. 12	岐阜県 坂祝町	犬 約50頭	繁殖・販売 業者	ペットショ ップで多数 の 犬 を 飼 育。	不適正な 飼養	ペットショップで飼育していた犬 18 匹を不適正な飼養により死亡させたとして改善勧告(動愛法)。店内にはふん尿が散乱。
9	H18. 3 ~11	長野県 軽井沢町	犬 約300頭	繁殖・販売 業者	ブリーダー として多数 の 犬 を 飼 育。	生活環境 の悪化	ブリーダーとして自宅の建物 内外で多数の犬を飼育し、騒 音や悪臭が生じて周辺住民か ら苦情があった。
10	H18. 5	福岡県宮若市	犬 約50頭	一般飼養者	野良犬を集めて飼育。	不適正な 飼養	大阪府の自宅からの旅行時に、約50頭の犬をワゴン車後部に寿司詰めにして移動し、死亡・衰弱させ、宮若市の公園に捨てた。
11	H18. 6 ∼7	福井県 あわら市	犬 約20~30頭	一般飼養者	不明	生活環境 の悪化	7~8 年前の転居時から自宅 で多数の犬を飼い、騒音や悪 臭で近隣トラブルに。
12	H18. 10	広島県 広島市	犬 約540頭	展示業者	多用ャ経閉残さ飼で、犬レ設振れた。	不適正な 飼養	H17.5 にレジャー施設が閉鎖された後、犬管理業者が残された多数の犬を飼育していた。費用がかさむなどして衛生状態が悪化し、市が指導。H18.8 頃から給餌しないなどして一部を衰弱させた。
13	H18. 12 ~H19. 3	佐賀県鹿島市	犬 約100頭	繁殖・販売 業者	販売するた め繁殖施設 で多数の犬 を飼育。	不適正な 飼養	鹿島市内の繁殖施設で、多数の犬を飼育していた。H18夏から飼養者の交通事故により管理が難しくなり、施設の不衛生や給餌不足に至った。H18.11~12に県が改善勧告、改善命令を発出。
14	H19. 7 ~H20. 4	宮城県仙台市	犬 約100~150 頭	一般飼養者	当が養棄さ加の数のの強に	不適正な 飼 養等	農地・山などに囲まれた約600 平方メートルの自宅敷地に十数年前から多数の犬を飼い、不衛生な状態になった。敷地外への逸出もあり周辺住民から苦情があった。
15	H19. 8	北海道 石狩市	犬 約150頭	一般飼養者	当あ捨を育がなる。	生命・身体・財産への危害のおそれ等	約3 ヘクタールの原野を H2 に購入。次第に飼育する犬の数が増加し、H12 頃には 150頭に。7、8年前から敷地外への逸出もあった。
16	H19. 8	石川県 金沢市	犬と猫 約30頭	一般飼養者	捨て犬・捨 て猫を集め て飼育。	不適正な 飼養	2 年前から捨て犬や捨て猫を 世話するようになったが、経 済的余裕がない、入院する等 で管理が難しくなった。不衛 生な状態で、一部は給餌不足 や病気で衰弱。

新聞報道された多頭飼育の事例③

771 124.							
NO	報道の 時期	飼育場所	飼育 動物	飼育主体	多頭飼育の 経緯	トラブル等の類型	トラブル等の経緯と内容
17	H19. 9	山口県 山陽小野田 市	猫 約30頭	一般飼養者	不明	不明	自宅である長屋形式の市営住 宅の部屋で、多数の猫を飼育。 住民からの苦情。市の指導に 関わらず改善せず。
18	H20. 2 ~7	沖縄県名護市	犬 約60頭	一般飼養者	捨て犬を集 め、次第に 数が増加。	生活環境の悪化	住宅地内の自宅敷地で、H13 頃から犬を飼い始め、多数を 飼育。H20.1 に周辺住民の苦 情があり、放し飼い、騒音、 悪臭、不衛生などを県が確認。 指導に応じず、H20.7 に改善 命令(動愛法)。
19	H20. 7 ~ H21. 5	静岡県 小山町	犬 約90~120 頭	一般飼養者	捨て犬や野 良が、飼い犬の れないけて飼 育。	生命・身体・財産への危害のおそれ等	小山町内の山中、集落から 800 メートル離れた小屋と敷 地に多数の犬を飼育。御殿場 市の自宅から通っていたが、 高齢や餌代不足で管理が難し くなった。逸出があるなどで 周辺住民から苦情。
20	H20. 7	岐阜県 高山市	犬 約数十~ 300頭	一般飼養者	元ブリーダ 一であり 業後も ま の 大 育。	不適正飼養、生活 環境の悪 化	高山市内の別荘の敷地で、多数の犬を飼育。H15 に移住したが、H19 末に家族の体調不良で下呂市に移転。その後給餌せず、多数の犬が餓死。周辺の別荘所有者から騒音や悪臭の苦情も。
21	H21. 8	新潟県新潟市	犬や猫 約300頭 (延べ数)	一般飼養者	年 40 頭程 度を敷地内 に 運 び 込 み。	不適正な 飼養	自宅で多数の犬や猫を光の入 らない木箱や廃車など劣悪な 環境で飼養。H14 から動物愛 護団体による給餌などの対 応。その後移転した飼養者と の合意により、保健所が引き 取り。
22	H21. 8	埼玉県 栗橋町 (現久喜市)	犬 約60頭	一般飼養者	飼いきれな い犬を引き 受 け て 飼 育。	不適正な 飼養	H1に、夫婦が人目につきにくい町有地で多数の犬を飼育しているのが判明。明け渡しに応ぜず。その後、夫が死亡して、飼いきれなくなり、保健所に処分を依頼。飼育環境は劣悪。
23	H21. 10	宮城県 亘理町	犬 約40頭	繁殖・販売 業者	ブリーダー として多数 の 犬 を 飼 育。	生活環境 の悪化	や悪臭についての苦情があった。指導に応ぜず、化製場法 違反により逮捕。
24	H21. 12	福岡県直方市	犬 約60頭	一般飼養者	不明	生活環境の悪化	自宅敷地で多数の犬を飼育し、H15頃から騒音、悪臭、汚物の流出等についての苦情があった。県は再三指導したが改善されず。H21には周辺住民が飼養者を殴打する傷害事件が発生。
25	H21. 12 ~H22. 3	兵庫県 尼崎市	犬 約400頭	繁殖・販売 業者	ブリーダー として多数 の 犬 を 飼 育。	生活環境 の悪化	住宅街にある施設で多数の犬を飼育し、H10 頃から周辺住民から騒音や悪臭について苦情があった。市が再三指導したが従わず、5 年ほど前から市が引き取って処分。

出典: G-Search データベースサービス「新聞雑誌記事横断検索」による新聞記事から作成注: 本表の記載は新聞記事の内容による。

多頭飼育問題への対応事例

前掲の多頭飼育に関連する新聞報道事例のうち、動物愛護管理法等による対応が行われている事例の詳細を示した。

- 〇事案の態様に応じ、生活環境の保全、不適正な飼養、動物取扱業者の業の適正 化などの視点から動物愛護管理法等による対応が行われている。
- 〇また、行政(都道府県、市町村、警察)、獣医師会、ボランティア団体、地域住 民、飼養者などの関係者が連携して問題解決を図る事例も見られる。

(1) 生活環境保全の視点からの対応

沖縄県名護市の事例(一般飼養者に生活環境の保全の視点から対応した事例)

○事案の概要

地域:沖縄県名護市

飼養者: 40 歳代男性、一般飼養者

飼養動物:犬、約60頭

飼養場所:住宅地内の自宅敷地内

〇問題の状況

- ・放し飼い、鳴き声、餌の残飯等の放置による悪臭、 糞尿の処理不足による不衛生、ウイルス感染・寄 生虫
- ・狂犬病予防法の登録・予防注射

〇経緯

平成13年~ 男性が捨て犬を集めて飼育を始め、次第に頭数が増加

平成20年1月 周辺住民からの苦情、県が現場調査

平成20年2月~5月 県と市(名護市)が数回にわたり指導するも改善せず 平成20年7月 県が動物愛護管理法(25条)により改善を命令 県が動物愛護管理法、狂犬病予防法違反で刑事告発

〇対策(動物愛護管理法 25 条 - 周辺の生活環境の保全に係る措置)

法 25 条は、多頭飼育による鳴き声等の音、汚物等による臭気、飛散する毛等、衛生動物により周辺の生活環境が損なわれ、周辺住民の苦情等があるときに、都道府県知事が飼養者に対して勧告・命令を行う制度。罰則も設けられている。

本件は、飼育頭数が多く、周辺住民の苦情もあるケースで、指導に応じない一般飼養者に対し、周辺の生活環境の保全の視点から、法25条の命令や罰則により改善を促したもの。

鳥取県船岡町の事例(繁殖業者に生活環境の保全の視点から対応した事例)

○事案の概要

地域:鳥取県船岡町(現八頭町) 飼養者:詳細不明、繁殖業者

飼養動物: 犬、約80頭

飼養場所:住宅地内の繁殖施設

〇問題の状況

・鳴き声の騒音や悪臭の発生による周辺住民からの 苦情

〇経緯

平成10年~ 繁殖業者が県外から転入。周辺住民からの苦情に応じて、県が数

度の文書指導をするが改善が認められず。

平成 14 年 6 月 動物愛護管理法による改善勧告 平成 14 年 8 月 動物愛護管理法による改善命令

平成14年12月 鳥取県が「県民に迷惑をかける犬または猫の飼育の規制に関する

条例」を制定

動物繁殖業者が県内に転居

〇対策(動物愛護管理法 25 条、多頭飼育を規制する条例)

本件は、周辺住民からの苦情を受けて、県が数回の指導を重ね、上述の法 25 条(旧法 15 条)により都道府県知事が飼養者に対して勧告・命令を行って改善を促すとともに、迅速に、多頭飼育を規制する新たな条例を制定した事例。新条例は、住民の生活環境を保全するため多頭飼育を禁止する必要があると認める住居が集合している等の地域において、犬と猫を合算して 10頭以上を飼育することを禁止する内容。

(2) 不適正飼養の視点からの対応

埼玉県大宮市の事例 (繁殖業者に不適正飼養の視点から対応した事例)

○事案の概要

地域:埼玉県大宮市(現さいたま市) 飼養者:50歳代男性、繁殖業者 飼養動物:犬、多い時で数百頭 飼養場所:郊外の旧自宅敷地内

〇問題の状況

- ・十分なえさを与えず、不衛生な飼養環境に放置し、 栄養不足により多数の犬を餓死させた
- ・寄生虫や骨折などを治療せず
- ・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず

〇経緯

平成 5-6 年頃 飼養者が以前住んでいた自宅敷地内で繁殖のために飼育開始

平成12年2月~ 飼養者が経営悪化により失そうし犬を放置

平成12年3月~ 周辺住民から保健所に悪臭の苦情

平成 12 年 4 月 動物愛護団体が動物愛護管理法違反などで告発 平成 12 年 6 月 動物愛護管理法、狂犬病予防法違反で逮捕

〇対策(動物愛護管理法 44 条 - 愛護動物の虐待や遺棄の禁止)

法 44 条 (旧法 13 条) は、動物の愛護の根幹を揺るがす動物への虐待や遺棄を禁止しており、 みだりに給餌・給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者への罰則を定めている。 本件は、繁殖のために飼養していた多数の犬を長期にわたり餌や水を与えずに放置して、多数を餓死させたことで、飼養者の逮捕にまで至った事案である。

(3)動物取扱業者の業の適正化の視点からの対応

佐賀県鹿島市の事例(動物取扱業者に業の適正化の視点から対応した事例)

○事案の概要

地域: 佐賀県鹿島市

飼養者:20歳代男性等、動物取扱業者

飼養動物:犬、約100頭 飼養場所:繁殖施設内

〇問題の状況

- ・犬の死骸の放置
- ・犬を飼養しているケージ等における糞尿や餌の処

理不足

〇経緯

平成18年夏 飼養者の交通事故により管理が難しくなる

平成 18 年 11 月 県への投書、県(杵藤保健福祉事務所等)が立ち入り検査

県が動物愛護管理法 (23条) による改善勧告

12月 県が動物愛護管理法(23条)による改善命令

平成19年1月 県が動物愛護管理法違反(21条違反)で刑事告発、新たな飼い主

に譲渡するため一部の犬を県が保護

○対策 動物愛護管理法 21 条(動物取扱業者の基準遵守義務)、23 条(勧告と命令)

法 21 条は、動物取扱業者に対して、動物の健康・安全の保持や生活環境の保全上の支障防止のため、動物の管理の方法にかかる基準を設けており、遵守義務を負わせる制度。基準は、汚物・残さ等の処理など清潔の保持、鳴き声の伝播を防止する措置などを定める。法 23 条は、都道府県知事が、この義務を守らない動物取扱業者に対して勧告・命令を行う制度。罰則も設けられている。

本件は、飼養頭数が多く、指導に応じない動物取扱業者に対して、動物取扱業の適正化の視点から、法21条、23条の命令や罰則により改善を促したもの。

(4) 関係者の連携

静岡県小山町の事例(飼養者を含む関係者の連携によって対応した事例)

○事案の概要

地域:静岡県小山町

飼養者:70歳代男性等、一般飼養者

飼養動物: 犬、約90~120頭

飼養場所:自宅から離れた山中の敷地

内

〇問題の状況

- ・逸出による徘徊(農地を荒らす、子供を追いかけるなど)、糞尿の処理不足による不衛生(河川等への影響のおそれ)
- ・狂犬病予防法の登録・予防注射

〇経緯

20年ほど前~ 男性が捨て犬や野良犬を集めて飼育を始め、飼いきれない犬の引受

等によって数が増加。高齢や餌代不足により管理不足に。

平成20年7月 新聞報道(約90頭)

10月~ 県等の関係者の連携による、犬の搬出(3回)、健康診断、新飼養者

への引き継ぎ、寄付の募集。

平成21年5月 約300万円の寄付金が集まり、この一部で犬飼育場を整備しケージ

を購入等の事業を実施(約70頭)

〇対策(飼養者を含む、行政、ボランティア団体など関係者の連携)

多くの場合、飼育頭数を減らすことが問題の根本的な解決につながるが、新たな飼養者の確保が必要。飼養者が協力的であっても自力で飼育頭数を減らせないときには、関係者の連携による支援が必要。

本件は、飼養者の了承のもと、県生活衛生室が主導し、静岡県、小山町、静岡県獣医師会、ボランティア団体、(社) 静岡県動物保護協会など関係者が連携して、頭数を減少のために以下のような対策を実施したもの。

- ①町、獣医師会等による犬の搬出、健康診断。
- ②ボランティア団体等による新飼養者の募集と引き継ぎ。
- ③県動物保護協会による活動のための寄付の募集(ペットフードやワクチンの費用、飼育施設の整備や、飼育環境の改善・個体管理等により譲渡可能な犬にする費用などに充当)。

愛知県西尾市の事例(飼養者の同意のもと関係者が協力して対応した事例)

○事案の概要

地域:愛知県西尾市

飼養者:詳細不明、繁殖業者 飼養動物:大、約100頭

飼養場所:不明

〇問題の状況

- ・ 劣悪な環境下で飼養
- ・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず

〇経緯

平成10年10月 県が狂犬病予防法違反などの疑いで立入調査

平成10年10~11月 飼養者の同意を得て、県が病死した犬等を除く全頭を引取

平成10年11月 県獣医師会の協力により治療、一部は新飼主に譲渡

里親希望者に対する譲渡会を開催

○対策(飼養者を含む、行政、獣医師会など関係者の連携)

繁殖業者等が破たんした場合でも、同意があれば、残された犬を行政が引き受けて新飼主に 譲り渡すことが可能。

本件は、行政の主導により、飼養者の同意を得て犬を引き受け、獣医師会の協力のもとに治療して譲渡可能な状態にして(一部治療が難しい個体は安楽死)、譲渡会を開催するなどの積極的な対応をした事例。譲渡会では、新飼主に対して去勢・避妊手術、飼育治療状況の報告を求めるなどしている。

新潟県新潟市の事例(飼養者の同意のもと関係主体が協力して対応した事例)

○事案の概要

地域:新潟県新潟市

飼養者:詳細不明、一般飼養者

飼養動物:犬、約300頭 飼養場所:自宅敷地内

〇問題の状況

- ・ 劣悪な環境下で飼養
- ・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず

〇経緯

平成14年6月 周辺住民から動物愛護団体に連絡

動物愛護団体による給餌、保健所の指導に応ぜず

平成20年7月 飼養者が移転

飼養者の同意のもと保健所が引取、動物愛護団体に譲渡

平成21年8月 里親希望者に対する譲渡会を開催

〇対策(行政と動物愛護団体など関係者の連携)

本件は、行政が関係する動物愛護団体と協力し、飼養者の同意を得て犬を引き受け、いったん動物愛護団体に譲渡した後、譲渡会を開催するなどの積極的な対応をした事例。

山梨県都留市の事例(関係主体が連携して数カ年にわたり取り組んでいる事例)

○事案の概要

地域:山梨県都留市

飼養者:70歳代男性、一般飼養者

飼養動物:犬、約400頭 飼養場所:山林など

〇問題の状況

- ・し尿の処理が行き届かず悪臭が発生。鳴き声による騒音、毛の飛散、逸出による野犬化等
- ・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず

〇経緯

平成4年頃~ 飼養者が捨てられた犬を引き取って飼育を開始

繁殖や新たな引き取りにより頭数が増加し、周辺住民から苦情が

発生。県の指導によっても改善が見られず。

平成13年12月 県が動物愛護管理法による改善勧告(飼養頭数約400頭)

県が数回の立入調査(改善が見られず)

平成14年2月 県が動物愛護管理法による改善命令

平成14年4月 県が立入調査(改善が見られず)

平成14年4月 関係主体による合同対策会議の設立(第1回会合)

持込防止等のための月2回のパトロール、飼育頭数減少等

平成14年10月 合同対策会議による去勢・避妊手術

平成14年12月 飼養者による糞等の投棄問題

平成 15 年 4 月 多頭飼育を届出制とする改正動物愛護管理条例の施行 平成 15 年 6 月 合同対策会議第 3 回会合(飼養頭数が約 250 頭に減少、)

平成17年5月 合同対策会議第5回会合(飼養頭数が約170頭に減少、3か所の

飼育場所のうち1箇所が閉鎖)

平成 18 年 12 月 飼養者の男性の死亡を確認、知人らが引き継ぎ

平成 21 年 知人らが 80 頭程度を飼養

〇対策(行政、獣医師会、ボランティア団体、地域住民など関係者の連携)

動物愛護管理法 25 条 (旧法 15 条) による勧告や命令にも関わらず、飼養者に改善の意思がない、または資力がないなどの場合には、刑事処分等の手段が残されている。しかし、個別具体のケースによっては、刑事処分等を発動して飼養者を処罰しても、多頭飼育の状態を具体的に解決するには役立たない場合もある。

本件は、このような場合に、県、市、警察、県獣医師会、動物愛護団体、周辺 8 自治会から構成される関係者が対策会議を設立して、パトロール、去勢・避妊手術、新飼主への譲渡などについて連携し、長期にわたり粘り強く解決を図っている事例である。

出典: G-Search データベースサービス「新聞雑誌記事横断検索」による新聞記事、各県公表資料・ヒアリング等から作成注: 本票の記載は新聞記事の内容等による。